

事業No.	1	事業名	介護保険以外の高齢者向けサービス(11事業)	担当課	高齢者支援課
<b>仕分け結果</b>					
新型コロナウイルス感染症対策のため、仕分け結果の判定は行わず、意見聴取のみ実施しました。					
<b>主な意見(委員)</b>					
<p>〈主な意見内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古いものは30年以上見直されていないため、統廃合を含めた見直しを検討すべき。また、65歳以上が対象という基準も見直すべき。</li> <li>・移送サービスは、移動の支援として重要なので継続してもいい。配食サービスは、食に比重を置くのか安否確認に比重を置くのかを考え、民間に任せられるくらいのことも検討しなければ、事業費が増えるばかりである。住宅改造や寝具乾燥など利用者数の少ないものは見直していくべき。</li> <li>・事業目的にはサービスの提供だけではなく、安否確認もあるため、この11事業は継続してもいいのではないかと。利用者の年齢を引き上げるなどの工夫は必要。</li> <li>・今後高齢者が増えていく中で全てを行政が担うのは限界があるため、民間に任せられるものと行政が担うべきものとのすみ分けが必要。配食や寝具乾燥、日常生活用具給付は民間の方がより密接にサービスを提供できるのではないかと。安否確認や高齢者のつながりを持つ事業は自治体が担うべき。</li> <li>・緊急通報システム、徘徊探知システム、移送サービスは現行通り。介護保険によりすでに賄えるものは廃止がよいのではないかと。寝具乾燥は、介護保険にある家事支援と重複する。経済的な理由によりできないなどの理由で発足したであろうサービス(軽度生活援助、老人福祉電話、日常生活用具給付、住宅改造、賃貸住宅住み替え)については、利用者が少ないため終わらせ方を考えていくべき。配食サービスは、民間でできるのではないかと。お元気コールは、何でも相談室の仕事と重複しているのではないかと。</li> <li>・全てのサービスを一旦なしにして何を残すのかを考えるべき。配食サービスは、一人暮らしなど手の届きづらい方へ絞り込んで提供すべき。寝具乾燥は少ないため廃止。緊急通報システムは必要性あるため継続。軽度生活援助、日常生活用具給付、住宅改造、住宅住み替えは件数が少ないため廃止。徘徊探知システムはニーズあるため継続。福祉電話は携帯電話など別の確認ルートがあるため廃止。移送サービスは、年収制限などを設け必要な人へ継続。</li> <li>・福祉や介護の事業者は民間でも出てきているので、全面的な見直しを考えるべき。実績がほとんどないものは直ちに廃止してもいいのでは。利用者がいるサービスは民間でも代替できるものは行政としては縮小する。利用者がいて代替策もないものは、当面は行政が担うべきだが、一定の基準のもとで見直しを検討していくべき。また、単身高齢者が不便さを感じないような目線で新たな事業を作り出すのもいいのではないかと。対象年齢の引き上げも検討していいのではないかと。</li> <li>・65歳以上での基準の見直しは、適切な年齢の基準を定めるのは難しいので、そのままでもいいのではないかと。お元気コール、緊急通報、徘徊探知は一人暮らしの方が増えているため、継続。配食サービス、寝具乾燥、軽度生活援助は担当課の考え通り移行していく方がよい。利用者の少ないものは見直しをしていくべき。</li> </ul>					
<b>傍聴者の意見等</b>					
<p>【傍聴者の意見・発言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間に任せるのは大事な視点。しかし民間は利益がないと撤退せざるを得ないため、その時にカバーできる体制が必要である。</li> </ul>					
<b>市の対応方針</b>					
<b>市対応方針</b>	<b>検討内容</b>				
市(要改善)	<p>著しく利用者が少ない状態が続く、軽度生活援助事業及び日常生活用具給付事業については、令和2年度をもって廃止とします。軽度生活援助事業については、民間事業者や地域の助け合いも充実してきており、市でサービスを継続する必要性は低いと判断しました。また、日常生活用具給付事業については、時代とともに、他の在宅サービスが充実し、現在給付している用具等の需要が低くなったこと等から、当事業の役割は完了したと判断しました。これら事業を廃止することで、本事務に係っていた職員負担を、その他事業の見直しに当てることとします。</p> <p>そして、その他の事業についても、時代に合ったサービスを必要な方に、今後も継続して届けられるよう、所得制限の導入やサービス内容を引き続き検討していきます。方針は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住み替え助成・・・平成30年度から令和4年度まで継続して5年間の実績が著しく低い状況が続けば令和4年度をもって廃止する。</li> <li>・福祉電話・・・課題を整理し、庁内での協議を行う。協議結果により、段階的廃止または廃止を検討する。</li> <li>・寝具乾燥・消毒サービス、住宅改造・・・所得制限の要否を検討する。</li> <li>・緊急通報システム・・・令和2年度に民間委託に移行したことにより、これまで機器を設置していた西消防署の人件費及び誤報による駆け付けの負担が軽減する。将来的には利用料の検討を行うとともに改善策の検討を継続的に行う。</li> <li>・配食サービス・・・令和7年度からのプロポーザルによる事業者選定に向けて、事業の手法を検討する。</li> <li>・お元気コール、徘徊探知システム、移送サービス・・・必要性の高い事業であるため、当面は現行のまま継続する。</li> </ul>				